

弘前市 融雪設備工事で利用できる無利子の貸付制度です。

〔融雪装置設置資金貸付制度〕

取扱金融機関等から貸付けを受けて、敷地内に融雪装置を新たに設置する場合、その利子の一部または全部を市が負担します。

ヒロデンで書類作成及び申請代行致します。



対象となる融雪装置

- ロードヒーター(地面の融雪) ※地下水散水融雪装置は対象外です。
- ルーフヒーター(屋根の融雪)
- 融雪機・融雪槽
※複数を組み合わせて設置する場合、いずれかひとつの装置について貸付の対象となります。

対象となるかた

市内に土地または建物を所有する個人および法人・町会などで、次の条件を全て満たすかたが対象です。

- 新たに弘前市内に融雪装置を設置するかた
- 市税等(市県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険料)を滞納していないかた
- 金融機関が指定する保証措置を講じることができるなど、資金の貸付について金融機関の貸付条件に適合するかた
- 貸付けた資金を返済することができるかた

※申請時点ですでに設置工事に着手あるいは完了している場合は対象となりません。

※市内に居住する親族を扶養するかたも利用することができます。

貸付内容

貸付額 100万円以内(10万円以上、1万円単位)
償還方法 5年(60回)以内の元金均等月賦償還
取扱金融機関等

青森銀行	みちのく銀行	青い森信用金庫
東北労働金庫	青森県信用組合	津軽みらい農業協同組合
東奥信用金庫	つがる弘前農業協同組合	相馬村農業協同組合

必要書類

- 1.融雪装置設置資金貸付申請書
- 2.見積書の写し
- 3.設置機種の仕様書等
- 4.融雪装置配置図及び排水経路図
- 5.付近見取図
- 6.土地・建物使用承諾書(所有者と申請者が異なる場合)
- 7.移動式融雪機等に係る承諾書(移動式融雪機等の場合)
- 8.融雪装置システム図及び対象となる建築物の写真(屋根融雪の場合)
- 9.住民票
- 10.前年度分の納税証明書

※全てヒロデンで準備し
最後にお客様に署名
捺印をしていただきます

(市県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険料)

※その他必要な書類等があれば、提出をお願いすることがあります。

※事業所や町会などの場合は、このほかに必要な書類がありますのでご相談ください。

申請期間・場所

通年受付
市役所新館5階 都市環境部 スマートシティ推進室 ※ヒロデンで申請代行致します

